

茨城町地域包括支援センターは 高齢者のための総合相談窓口です



まずはお気軽にお電話ください。ご自宅に訪問させていただくことも可能です。相談は無料で、秘密厳守です。

茨城町地域包括支援センターでは このような相談を受けています

介護保険のサービスを利用したいのですが（介護保険の申請をしたい）どうしたら良いのでしょうか

物忘れがひどくなってきたのが気になる

家族や近所のお年寄りのことが心配

足腰が弱くなってきて転びそう

お金の管理が心配
だけど頼める人がいない

介護に疲れたもう限界…

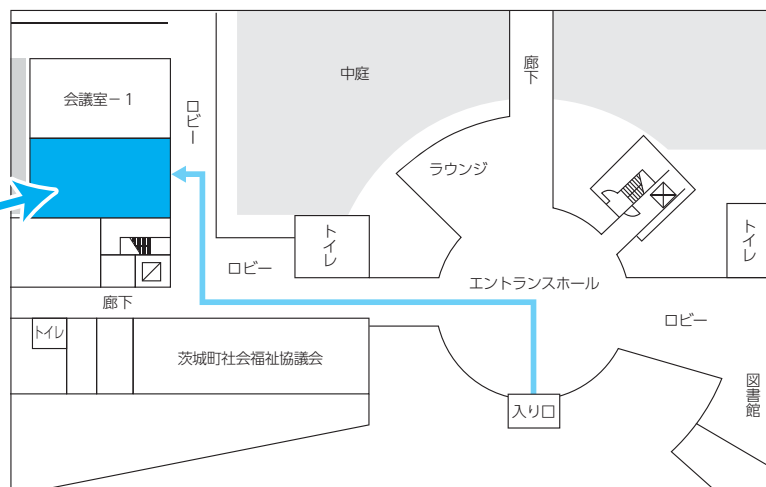
一人暮らしだから
買い物や掃除が
大変になった



茨城町地域包括
支援センター

【問合せ先】
茨城町地域包括支援センター
☎ 029-292-8577

場所：茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」1階

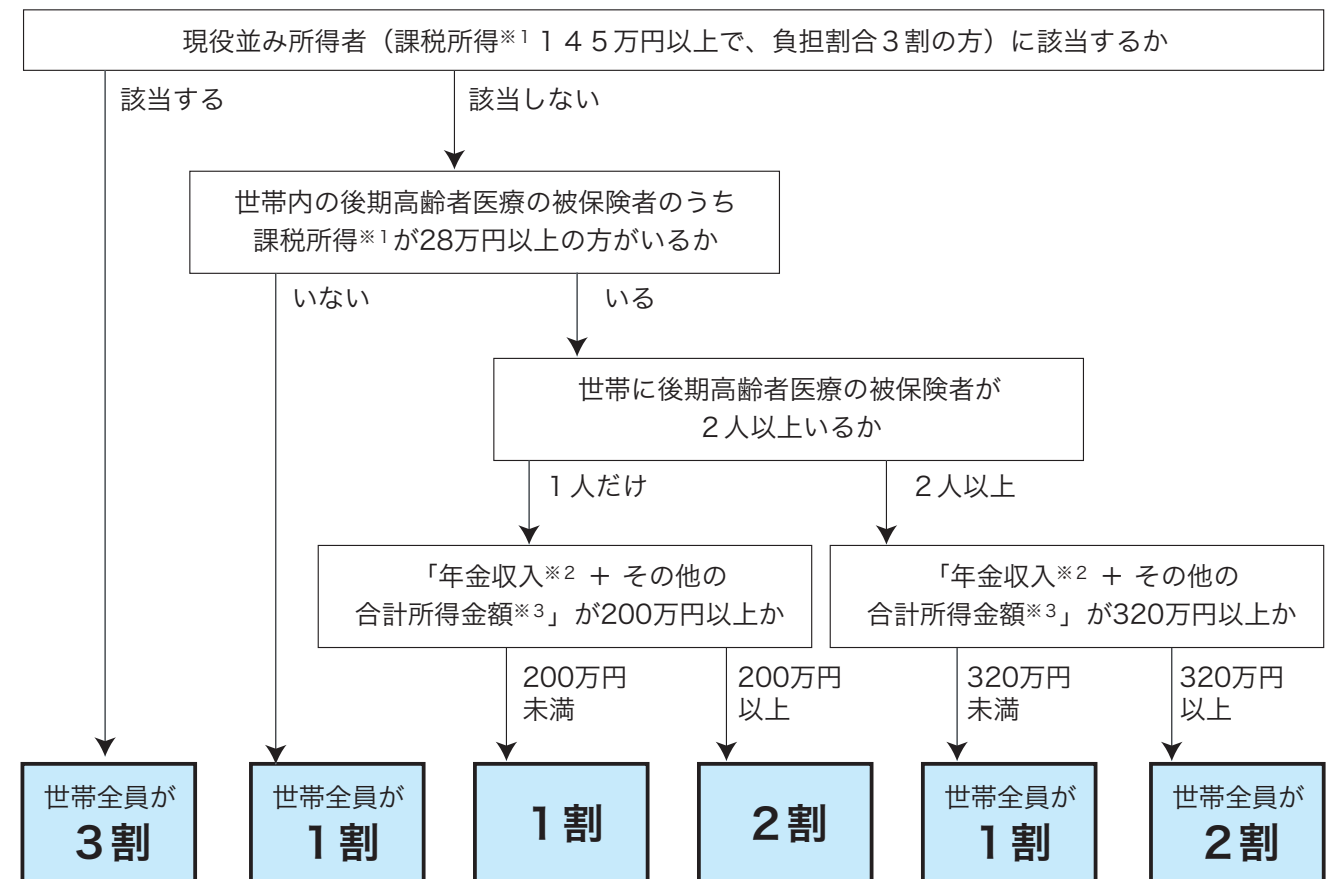


後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療被保険者の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。



※1「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた金額）です。

※2「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※3「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。

令和4年10月1日の施行後3年間は、2割負担になる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として後日払い戻します。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ先

厚生労働省 後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎ 0120-002-719

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
茨城町 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）